

# 使用許可条件

1. 利用許可書は、利用当日、必ず持参してください。
2. 利用許可時間を厳守すること。(利用許可時間には、準備、後片付け及び原状回復に要する時間を含む。)
3. 公の秩序又は善良な風俗を乱さないこと。
4. 許可を受けた目的以外に使用し、又はこの権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
5. コート内で飲食及び喫煙しないこと。
6. 許可なく物品等の展示、販売をしないこと。
7. 施設等を汚損し、破損し、又は滅失をしたときは必ず届け出ること。
8. 発生したゴミ等は、各自持ち帰ること。
9. コート内では、テニスシューズを使用してください。
10. 利用中発生した事故については、指定管理者はその責を負いません。
11. 違法行為があった場合は、許可を取り消すことがあります。
12. 犬・ねこ等の家畜類を侵入させてはならない。  
(ただし、身体障害者補助犬法に定める補助犬を除く)

## ※ 変更・取消しについて

1. 変更は、一利用区分につき一回とし利用日の7日前までに申し出てください。
2. 利用許可を取り消した場合の利用料金の還付金額は、次のとおりです。

取り消しの申し出を利用日の前30日までに行ったとき 5割

取り消しの申し出を利用日の前15日までに行ったとき 2割

3. 雨天等、その他の理由により利用できない場合は、利用料金の全額を還付しますので、使用の可否を必ず電話連絡してください。

### 市民総合体育館

指定管理者 ミズノグループ

富田 林市美山台4-1

電話 (0721) 24-2265

FAX (0721) 25-1440